

事務事業名	介護用ベッド等購入費・賃借料助成事業	整理番号	22107-000
所管	介護保険課給付スタッフ		

●事務事業の位置付け

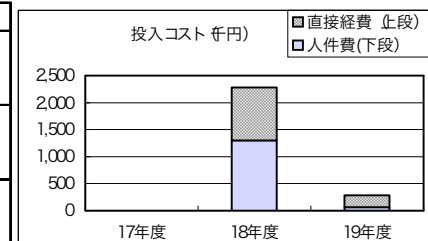
期間	平成18年度～平成年度	根拠法令・要綱等	御殿場市介護用ベッド等購入費・賃借料助成要綱
基本計画における位置付け	基本政策 政策	2-2 福祉の充実 2-2-3 高齢者福祉の充実	関連政策

●事務事業の内容

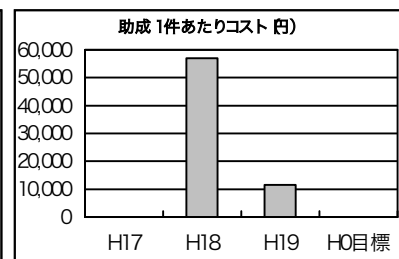
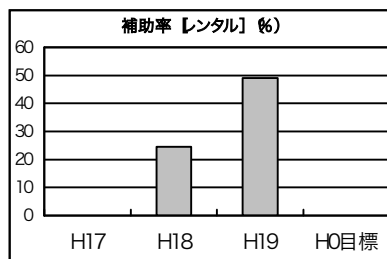
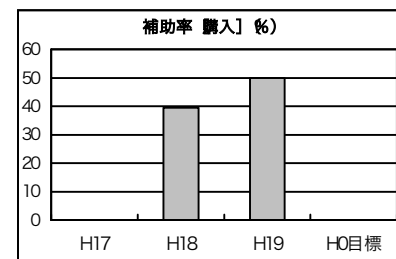
目的 (何のために)	軽度認定者の福祉の向上と、その介護者の介護の軽減を図る。
対象 (誰・何を)	介護保険法上の認定を受けた方内、要介護1以下の軽度な認定者（何にもつかまらずに起き上がりや寝返りができる者を除く）
手段 (どのようなやり方で)	介護用ベッド及び付属品を購入した費用の半額以内（上限は50,000円）または、レンタルした場合の賃借料の半額以内（1ヶ月2,000円を上限）として、申請に基づき助成する。初めての申請時に購入またはレンタルのどちらか一方を選択する。
成果 (どのような状態にしたいか)	制度改正により生じた隙間を埋め、介護用ベッドを安価な自己負担で使用していただく。
事務事業の背景・住民の意向	介護保険法の改正により、それまで給付が認められていた軽度認定者に対する介護用ベッド（特殊寝台）の貸与が原則で認められなくなったため市独自の助成制度を創設した。
見直し改善の経過	制度改正後、国から新たな例外給付要件が示され、この助成要綱で救うべき被保険者は減少した。

●事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績
平成17年度	
平成18年度	購入助成 = 29人 賃借助成 = 11人
平成19年度	購入助成 = 5人 賃借助成 = 20人



●評価指標



●事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	★★★★	必要としている方に必要なサービスを市独自で提供できることは非常にメリットがある。
	有効性	★★★★★	
	効率性	★★★★★	
一次評価	A	★★★★★	今後の方向性 継続
二次評価(行政評価委員会の評価)		コメント	
二次評価	A	☆☆☆☆	対象者は少ないものの、軽度認定者にとっては必要なサービスであり、継続されたい。 今後の方向性 継続

●改革プラン

平成20年度からの対応	対象者を担当するケアマネジャーによる代行申請を依頼し、市の事務負担の一層の軽減を図る。
平成21年度以降の対応	対象者を担当するケアマネジャーによる代行申請を依頼し、市の事務負担の一層の軽減を図る。
改革により予想される成果	事業継続により、高齢者の福祉の向上、介護者の負担軽減が図られる。